

(仮称)練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例(素案)への意見募集について

練馬区

新たに制定する条例へのご意見を、区民意見反映制度により募集します。

ご意見は、平成26年12月10日までに、郵送、ファクスまたは電子メールで下記担当へご送付ください。

住所、お名前(ふりがな)、連絡先の電話番号、素案に対するご意見を明記してください。

いただいたご意見は、匿名で公表させていただく場合があります。

【担当】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 健康福祉事業本部 福祉部

福祉施策調整担当課 高齢調整係

電話 03-5984-4582 ファクス 03-5984-1214

電子メール FUKUSISISAKU@city.nerima.tokyo.jp

1 条例制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」が平成25年6月14日に公布されたことにより、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われました。

これらの改正により、従来、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において定めていた「地域包括支援センターの人員および運営に関する基準」について、区の条例で定めることとされました。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定します。

この度、条例の素案がまとまりましたので、区民意見反映制度によりご意見を募集いたします。

2 条例制定に当たっての考え方

条例制定に当たっては、「従うべき基準」（厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの）、「参酌すべき基準」（厚生労働省令で定める基準を参酌するもの）が示されています。区では国の基準を踏まえ、区の基準を定めることとします。

3 対象とする事項

本条例の対象は、「地域包括支援センター」に関する事項です。

地域包括支援センターとは

地域で暮らす高齢者の方を、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援するために設置された高齢者のための相談センターです。

4 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

5 制定する内容

介護保険法において条例で定めることとされた、「地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数ならびに運営に関する基準（介護保険法第115条の46第4項関係）」について、今回制定する条例に規定します。

詳細については、別紙「（仮称）練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例（素案）」のとおりです。

6 施行期日

平成27年4月1日（予定）

7 今後のスケジュール

平成26年11月21日 区民意見反映制度による意見募集の実施

意見募集期間：11月21日（金）～12月10日（水）

周知方法：ねりま区報11月21日号および区ホームページ

平成27年2月 条例案を平成27年第一回練馬区議会定例会に提出予定

平成27年4月1日 条例施行予定

(仮称)練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例(素案)

項目	国の基準 (介護保険法施行規則)	区分	練馬区の条例案
職員及び当該職員の員数	<p>第 140 条の 66 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第 115 条の 46 第 4 項の規定により、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ 1 の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に依り、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合</p> <p>(つづく)</p>	従うべき基準	<p>国の基準と同じ</p> <p>第 1 号ロ(1)および(2)については、当区への適用はないため、規定しないこととする。</p> <p>国の基準と同じ内容を定めるほか、区における事業の実施状況を踏まえ、担当する区域における第 1 号被保険者の数が 6,000 人を超える場合に地域包括支援センターに置くべき職員（つづく）</p>

項目	国の基準 (介護保険法施行規則)	区分	練馬区の条例案								
(つづき)	<p>(つづき)</p> <p>(2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号口において同じ。)において認められた場合</p> <p>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <table border="1" data-bbox="445 986 1606 1378"> <thead> <tr> <th data-bbox="445 986 853 1086">担当する区域における 第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="853 986 1606 1086">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="445 1086 853 1134">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="853 1086 1606 1134">イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1134 853 1235">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="853 1134 1606 1235">イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1235 853 1378">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="853 1235 1606 1378">専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人	(つづき)	<p>(つづき)</p> <p>に係る基準および当該職員の員数に関する基準を次のとおり定める。</p> <p>1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1号イに規定する職員の員数に、第1号被保険者の数から6,000人を</p> <p>(つづく)</p>
担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準										
おおむね1,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人										
おおむね1,000人以上2,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)										
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人										

項目	国の基準 (介護保険法施行規則)	区分	練馬区の条例案
			<p>(つづき)</p> <p>減じた上で、第1号口(3)の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員を加えた員数とする。</p> <p>また、医療介護分野における人材の社会的状況を踏まえ、地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数について、次のとおり</p> <p>(つづく)</p>

項目	国の基準 (介護保険法施行規則)	区分	練馬区の条例案
			<p>(つづき)</p> <p>り経過措置を定める。</p> <p>条例施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 1 号イの規定に基づき置くべき保健師その他これに準ずる者等の確保につき困難な事情があるときは、地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ区長と協議のうえ、介護支援専門員の資格を有し、老人</p> <p>(つづく)</p>

目	国の基準 (介護保険法施行規則)	区分	練馬区の条例案
職員及び当該職員の員数以外の事項	<p>二 法第 115 条の 46 第 4 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	参酌すべき基準	<p>(つづき)</p> <p>福祉法(昭和 33 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの相談業務その他の相談業務に 1 年以上の経験を有する者を置くことができる。</p> <p>国の基準と同じ</p>

